

(お知らせ)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(案)等に対する  
意見の募集(パブリックコメント)について

平成 19 年 8 月 10 日(金)  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課  
代表：03-3581-3351  
直通：03-5501-3156  
課長：木村 祐二(6871)  
補佐：瀧口 博明(6872)  
担当：水信 崇(6878)

規制改革・民間開放推進3カ年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)において、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号。以下「バーゼル法」という。)に掲げるいわゆるバーゼル規制対象物が含まれる廃棄物を、廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度の対象とするか否かについては、平成18年度中に判断することとされ、今般、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会に「廃棄物の区分等に関する専門委員会」を設け、検討した結果、金属について再生利用認定制度の対象とすることが妥当であると結論が出されました。

これを踏まえ、環境省では、バーゼル規制対象物である金属について再生利用認定制度を用いて生活環境の保全に支障がなく再生利用を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部改正を行うことを検討しており、本件について広く国民の皆様から御意見を募集するため、平成19年8月10日(金)から9月10日(月)までの間、意見の募集(パブリック・コメント)を行います。

## 1. 改正の概要

別添資料

<参考>

バーゼル条約に基づく有害廃棄物の再生利用認定制度における取扱いに関する検討結果報告

## 2. 募集要領

(1) 募集期間 平成19年9月10日(月)まで(郵送の場合は左記期限必着)

(2) 御意見の送付要領

住所、氏名、職業(会社名又は所属団体)、電話番号等の連絡先を必ず明記の上、次のいずれかの方法で送付してください。なお、下記以外の方法(電話等)による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承ください。

電子メール

宛 先：hairi-sanpai@env.go.jp

添付ファイルや URL への直接リンクによる御意見は受理しかねますので、必ず本文にテキスト形式で記載してください。

件名を「廃棄物処理法施行規則の一部改正について」としてください。

郵 送

宛 先：〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

封筒に赤字で「廃棄物処理法施行規則の一部改正について」と記載してください。

ファックス

宛 先：03-3593-8264

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

冒頭に件名として「廃棄物処理法施行規則の一部改正について」と記載してください。

(3) 御意見の取扱い

頂いた御意見は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き、すべて公表される可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。また、頂いた御意見に対して個別には回答しかねますので、併せて御了承ください。